

周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例制定について

周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する
条例

周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和4年周南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第14号とし、第7号から第10号までを3号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

（8） 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。

（9） 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

第14条の見出し中「加入」を「加入等」に改め、同条中「利用者」の次に「又はその保護者、自転車をその事業の用に供する事業者及び自転車貸付業者」を加え、「加入するよう努めなければならない」を「加入しなければならない」に改め、同条に次の3項を加える。

2 自転車小売業者は自転車購入者に対し、事業者はその従業員で自転車を利用して通勤する者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入有無の確認及び情報の提供に

努めるものとする。

- 3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車に係る自転車損害賠償責任保険等の情報を提供するように努めるものとする。
- 4 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するように努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(参 考)

周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 (1)～(3) (略) <u>(4)～(6)</u> (略) <u>(7)～(11)</u> (略) (自転車損害賠償責任保険等への加入) 第14条 自転車の利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に<u>加入するよう努めなければならない</u>。	(定義) 第2条 (1)～(3) (略) <u>(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。</u> <u>(5)～(7)</u> (略) <u>(8) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。</u> <u>(9) 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。</u> <u>(10)～(14)</u> (略) (自転車損害賠償責任保険等への加入等) 第14条 自転車の利用者<u>又はその保護者、自転車をその事業の用に供する事業者及び自転車貸付業者は</u>、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償責任保険等に<u>加入しなければならない</u>。 <u>2 自転車小売業者は自転車購入者に対し、事業者はその従業員で自転車を利用して通勤する者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入有無の確認及び情報の提供に努めるものとする。</u> <u>3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車に係る自転車損害賠償責任保険等の情報を提</u>

現 行	改 正 案
	<u>供するよう努めるものとする。</u> <u>4 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びに</u> <u>その保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報</u> <u>を提供するよう努めるものとする。</u>